

## 第11回山形県個人情報保護運営審議会 会議録

日 時：平成24年12月17日（月） 13：30～

場 所：あこや会館202会議室

出 席：倉岡委員、小笠原委員、岩倉委員、丹委員、

欠 席：富樫委員

### 【開 会】

### 【あいさつ】

### 【事務局紹介】

### 【会長選出】

（委員の互選により倉岡委員が引き続き会長に選出された。会長から小笠原委員を会長職務代理者とする指名がされた。）

### 【会長あいさつ】

（要旨）

県の個人情報保護との関係は長く、条例を作ったときから関わりを持っている。会長に選出されたのは、そのような経緯もあってのことかと思っている。委員各位には、忌憚のない意見を願います。

### 【協 議】

- (1) 個人情報の本人収集の原則の例外について（事務局説明）
- (2) センシティブ情報の収集禁止の例外について（同上）
- (3) 個人情報の利用及び提供制限の例外について（同上）

（発言内容（1）から（3）を一括協議）

倉岡会長 手続き上の問題を確認のため整理すると、本人収集の原則、センシティブ情報の収集制限、利用提供の制限の原則があって、それらには例外事由があるが、今回のそれぞれの諮問内容については、その各号に明確に該当するものがないと思われる。そのため、本人収集の原則でいえば最後の9号で、この審議会の意見を聴いているというものです。

事務局 そうです。

倉岡会長 具体的に、実際に起こった場面を想定してどのように進むのかを説明いただきたい。どのような場面で情報を収集、提供するのか。

事務局 病院に救急搬送された子どもがいて、病院では子どもを助けるべく治療を行うが、虐待が行われた疑いがあるかどうかについて、病院の内部で審査し、虐待の疑いがあると判断したときは児童相談所に通告する体制となっている。その虐待の疑いがあるかないかを病院が判断するにあたり、医師が診察した範囲内で判断できればいいが、判断ができない場合は、児童相談所等に児童虐待の有無等を照会して、これを判断材料のひとつとし、病院内での診断とをあわせて最終的に判断するもの。

倉岡会長 脳死状態となった子どもがいた場合、死亡原因にかかわらず全てを照会することとなるのか。医師が虐待の疑いがあると判断したときにだけ照会するのか。

事務局 医師が虐待の疑いの有無の判断にあたって、他機関から更なる情報が欲しいときに照会する。

倉岡会長 脳死と虐待との因果関係は関係あるのか。例えば、交通事故で亡くなったけれども、実際は虐待

されていたかもしれないような場合。

事務局 脳死の原因が虐待とは関係ないとしても、虐待が死因に関与していた疑いがある場合は提供できないとされている。

なお、主治医から家族に臓器提供の機会があることを示すときは、家族へ提示する前に虐待の疑いの有無を判断し、虐待がない場合に提示をすることとしている。家族へ提示する前では、家族から収集等の同意を得ることができないことが考えられるため、諮問を行った。

岩倉委員 主治医が脳死の過程で移植にかかる次の段階に動き始めるという、その過程の中で虐待の有無を調べなければならないということか。

事務局 そうです。

岩倉委員 そうすると、例えば、子どもが脳死状態となっているときに、医療機関では全てのケースで対象となってくるのか。

事務局 臓器提供ができる条件があり、除外規定がある。全身に悪性腫瘍があつたりとか、全身の感染症があつたりとかは除かれる。

岩倉委員 除外規定以外は全て対象となるのか。

事務局 それでなおかつ、臓器の状態等を勘案しながら、臓器提供に適していると主治医が判断した場合。

岩倉委員 ご家族に話をもっていく前に判断するということか。

事務局 そうです。家族から提供の意思の申し出があつた場合はまた異なる。

岩倉委員 家族から提供したくないという事例もありますね。

事務局 その場合は、臓器提供はできません。

倉岡会長 先ほども確認したが、全てを対象とするわけではなく、疑いがあるときだけ照会するということですね。

事務局 そのとおりです。

資料7の3枚目以降のマニュアルにもあるとおり、虐待の可能性を否定できるかできないかがあり、そのどちらにも該当しない場合にチェックリストに進むとしていることから、全てを確認するものではない。

丹 委員 児童虐待と収集する個人情報との関係で、思想信条の収集とはどのようなものを想定しているのか。

事務局 参考資料3のとおり、先の諮問でも、病院の診療行為について、本人収集原則の例外とあわせてセンシティブ情報収集の例外について答申をいただいている。

実際、運用に当たりそのような情報を聴くことがありうるかどうかは、まだ実例もなく悩んでいる。先行自治体では、収集にあたって包括的なことを聴かなければならないこともあるかもしれないため、審議会ではセンシティブ情報について認めてもらっていると聞いている。

丹 委員 その自治体については、運用がやりにくいから幅を持たせるために設けたということではなかったのか。

事務局 そのようなこともあるのかもしれない。

丹 委員 想定がよくわからなかった。どうしても、この言葉使いをされると、拒否反応が出てくる部分がある。

倉岡会長 違和感がね。

事務局 可能性としては、しつけと称して暴力を容認しているケースであるとか。児童相談所でどのような情報を持っているかわからないところであり、児童相談所に照会したがセンシティブ情報との理由で回答できないことも考えられる。頻繁にこの情報について照会するということはないと思うが、念のため盛り込んでいる。

当然必要がない情報は聴かないし、先の答申でも収集の範囲等には気を付けて対応するようにとのご意見をいただいているところであるため、それにのっとった運用を考えている。

倉岡会長 児童虐待についても、身体的、精神的といろいろあるが、どこまでを範囲としているか。

事務局 虐待防止法の定義と同様。

倉岡会長 身体的な虐待だけではないということか。  
事務局 はい。

岩倉委員 今回の審議と直接関係はないかもしれないが、国の臓器提供の方向性について、なんらかの動きを把握しているか。例えば、被虐待児であっても、臓器提供に含むという動きはあるか。  
事務局 ないものと考えている。

小笠原委員 センシティブ情報の必要性について。例えば先ほどの例でしつけとして暴力が必要であるとの思想を持っていたとしても、その方が実際に虐待を行っていないければ、そのような思想を持っていたとしても問題ないわけですね。そうすると、実際に現象として虐待があったかどうかだけがわかれば、思想の情報は必要ないのではないかと思うが。やはり、そこまで情報として必要性があるのか。

事務局 どこまでの情報を聴く必要があるのかについては、まだ県立病院でも詳細な検討に及んでいないと聞いている。ただ、聴かざるを得なくなるかもしれないということで諮問を行ったもの。センシティブ情報を聴かなければならないというルールがあったとしても、何の理由もなく聴くことはない。また、児童相談所等が聴かれた場合、あらかじめその相談記録の中にセンシティブ情報が入っており、なおかつ相談記録の記述がセンシティブ情報と密接に関わっている場合において、その情報を切り離すことができるのであれば聴く必要はないわけだが、切り離すことができないような場合、聴かざるを得ない、話さざるを得ない場合があるかもしれない。そのようなことを想定しているが、現段階で何を聴かなければならないかという明確なイメージを持っているわけではない。

倉岡会長 あくまで補足的に、密接不可分で分けられないというような場合に絡んでくるということを想定しているというわけですね。

丹 委員 分けにくいというのは理解できる。このような規定をしておかないと運用上の制約が出てきてしまうのはわかるのだが、表現の仕方を含めて拡大解釈の心配をしてしまう。表現としてどうなのかと。このような文章でないといけないのか。趣旨はわかるが。

事務局 答申の表現を工夫するとか、過去の答申でも運用上必要最小限の場合であることを明記のうえ答申をいただいております、運用にあたっては気を付けて対応したいと考えている。

倉岡会長 他にご質問、ご意見はありませんか。では、方向性としては例外として認めることとして、ただ、センシティブ情報の取扱いについては慎重にさせていただきたいということで条件を付記する方向でまとめるということでいかがでしょうか。

(特になし)

倉岡会長 では、審議会としての意見、方向性は決まりましたので、そのようにしたいと思います。今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (省略)

倉岡会長 そのようなことで進めたいと思いますが、委員の皆さん、よろしいですか。

(特になし)

#### (4) 個人情報保護制度の運用状況について (事務局説明) (質問等 特になし)

倉岡会長 その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局 ありません。

倉岡会長 委員の皆様から何かありませんか。

(特になし)

倉岡会長 ないようですので、以上で本日の協議を終了します。

【終了】 14時25分